

保護者・地域の皆様

苫小牧市立若草小学校長 毛利 毅

自然災害等による臨時休業の判断基準の改定に関するお知らせ

晩夏の候、保護者や地域の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中で、2学期がスタートいたしました。今後も朝の検温やマスクの着用、手洗いの励行、免疫力を高める生活など、子供たちの感染防止に向けてご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、自然災害等における臨時休業の判断基準についてですが、8月7日の早朝に発表された「暴風警報」への対応を踏まえ、臨時休業の判断基準に一部改定がありましたのでお知らせします。

従来の苫小牧市学校防災マニュアルでは、「当日登校前の場合、暴風警報が発表された時点で臨時休業」となっていますが、実際の天候状況や警報の発表時刻により臨時休業の措置をとらない場合があるとされました。学校の対応や判断基準にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学校の対応について

(1) 臨時休業の連絡を一斉メール配信で行う。未登録家庭については個別に電話連絡をする。

※前日夜の段階（19時まで）に決定した場合は20時までに連絡する。

※当日朝に決定した場合は7時までに連絡する。（可能性がある場合には、その旨を事前にメール配信で予告する。）

(2) 登校後に自然災害等により臨時休業となった場合は、一斉メール配信等で保護者に連絡し、「児童引き渡し」を行う。児童は保護者の迎えがあるまで学校に待機させる。

※登下校中に地震等が発生した場合は、安全確保をしつつ通学路に取り残されている児童がいないか点検を実施し、学校において待機させる。

(3) 苫小牧市の小・中学校においては、原則として「始業時刻の繰り下げ（学校の開始時刻を遅らせること）」は行わない。したがって、自宅待機という学校からの連絡はありません。

(裏面あります)



2 臨時休業となる判断基準

●…発表や発令によって「臨時休業」となる警報等

○…発表と他の状況によって「臨時休業」となる警報等

(1) 気象災害

(改定 R2. 8. 20)

災 害 ・ 警 報 種 別	判 断 時 刻 ・ 状 況	休 業 等 判 断
●特別警報 (警報種問わず)	発表時	臨時休業
	発表が予想される	臨時休業
●暴風警報・暴風雪警報	前日19:00まで 発表が予想され、登校時刻から下校時刻の間に警報期間がある場合	臨時休業 (前日判断を基本とする)
	当日発表された場合で登校前の場合	状況がひどい場合は、臨時休業
	当日発表された場合で登校後の場合	臨時休業措置とし保護者に連絡を取り、小学校は保護者が迎えに来るまで学校待機。(中学校は状況判断)
○大雨警報・大雨洪水警報	前日19:00までに警報に加え、河川の氾濫や冠水等が予想される場合	教育委員会と連絡を取り、校長の判断により臨時休業(前日判断)
	当日の警報発表に加え、河川の氾濫や冠水等が予想される場合や実際に氾濫等が起こっている場合。	校長の判断により臨時休業措置とし、保護者に連絡を取り、保護者が迎えに来るまで学校待機。
○大雪警報	前日19:00までに警報に加え、通学路の安全確保ができないと判断される場合	教育委員会と連絡を取り、校長の判断により臨時休業(前日判断)
	当日の警報発表に加え、通学路の安全確保ができないことが状況下の場合。	校長の判断により臨時休業措置とし、保護者に連絡を取り、保護者が迎えに来るまで学校待機。

(2) その他の災害

災 害 ・ 警 報 種 別	判 断 時 刻 ・ 状 況	休 業 等 判 断
○震度4以下	参集基準に基づいて参集した職員で安全確認	原則、臨時休業はしないが、学校施設状況を見て判断
○震度5弱	発生時刻に関わらず、校舎の安全を確認	校舎を確認後、使用が危険と判断された場合、臨時休業
●震度5強以上	発生時刻に関わらず、校舎の安全確認ができるまで	臨時休業
●大津波警報	警報発表	臨時休業
●噴火警報	特別警報(噴火情報レベル5)発表	対象地域が臨時休業